

○ 理由の提示等

188	<p>答申14(行情)75～80, 85～90 (85号)「国家公務員法第103条関係審査状況等(林野庁分)の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 85～88につき, 理由付記の違法を認定した例	<p>(85号) 2 本件一部開示決定についてなされた理由付記について(略)</p> <p>行政手続法8条では, 行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には, 原則として, その理由を提示することを行政庁に義務付けている。この理由付記の制度は, 処分庁の判断の慎重, 合理性を担保してその恣意を抑制するとともに, 処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり, 付記すべき理由をどの程度記載しなければならないかは, 処分の性質と各法律の規定の趣旨, 目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。</p> <p>法9条に基づく行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定は, 行政手続法8条の申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当するので, 同条の規定に基づきその決定の際にその理由を提示することが求められる。</p> <p>法が, 国民主権の理念にのっとり, 行政文書の開示請求権を定めること等により, 行政情報の一層の公開を図り, 政府の説明責務が全うされるようにするとともに, 国民の理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進を目的としていることに照らせば, 行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由としては, 開示請求者において, 法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず, 単に不開示の根拠規定を示すだけでは, 当該行政文書の種類, 性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として, 求められる理由付記としては十分とは言えない。すなわち, 根拠規定に加え, 少なくとも当該行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのか, 特に, 根拠規定中に複数の不開示理由が含まれている場合にはそのうちのどれに該当するのかを示さなければ, 開示請求者において不開示の理由を知り得ないのが通例であると考えられる。</p> <p>本件不開示決定についてみると, まず, 就職した職員に関する情報については, その理由として, 当該情報が法5条1号に該当することが述べられているに過ぎず, 同号にいう「特定の個人を識別することができるもの」あるいは「特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の利益を害するおそれがあるもの」のいずれに該当するか等について明確に述べるところがなく, 上記の要請に照らしてみれば, 十分な記載であるとは言いがたい。しかし, 本件の場合, 不開示とされる情報が「年齢, 俸給表・級・号俸, 年収等」についてのものであることは開示決定通知書中に明示されていること, また, 「氏名」については, 不服申立ての前に開示されていることから, 不開示が, これらの情報が「特定の個人を識別することができる情報」であることを根拠とするものであることは, おのずから推し量られるところである。</p> <p>しかしながら, 就職先営利企業に関する情報については, 不開示とされる部分が親会社の出資比率及び契約関係の内容等であることは,</p>
-----	---	---

		<p>開示決定通知書中に明らかにされているものの、不開示の根拠となる規定については、法5条2号であることが述べられているに止まり、同号イ及びロに掲げる二種類の情報のうちいずれに該当することを理由とするものかについて触れられるところがないことから、本件一部開示決定は理由付記に不備がある違法なものと認められる。</p>
189	<p>答申21（独情）37 「医学部附属病院が保有する「平成18年度奨学寄附金受入一覧」等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分庁が不開示理由において、根拠条文のみを示し、当該条文を適用する具体的な根拠を示さなかった点につき、行政手続法8条の趣旨に照らし不備があるとしたもの 	<p>3 理由付記について</p> <p>原処分に係る法人文書開示決定通知書を見ると、文書②及び文書③については、法5条2号イに該当する部分を不開示とした旨が記載されているだけであり、文書②及び文書③を見分しても、各頁には「5条2号イ」との表示が付されてはいるが、これだけでは、不開示部分は法5条2号イに該当することを示しているとは推測できたとしても、なぜ各不開示部分が同号イに該当するのか、開示した場合にどのような支障が生ずるのか等不開示情報に該当するとする具体的な根拠は明らかではない。</p> <p>理由付記の制度は、行政手続法8条により、不開示理由の有無について行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、原則として不開示決定の通知書面の記載から知り得るものでなければならぬことからすれば、本件一部開示決定における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし不備があるものと言わざるを得ない。</p> <p>諮問庁においては、今後は、理由付記制度の趣旨を踏まえて、不開示決定を行うに際しては、根拠条文に併せてその根拠条文を適用する理由をも適切に付記することを徹底されたい。</p>
190	<p>答申22（行情）538 「平成17年度航空安全会議資料」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象文書の原本、開示実施文書及びインカメラ文書との間に看過できない相違点があり、原処分における成立過程に重大な瑕疵があるなどとして、原処分を取り消すべきとしたもの 	<p>3 原処分の瑕疵（かし）について</p> <p>別表2の原本（写）と開示実施文書及び原本（写）とインカメラ文書2の相違点の量と内容によれば、それらの相違点が生じた原因は単なる開示実施文書作成上の作業ミスではなく、原処分の過程における根本的な誤りによるものであることを推認させる。諮問庁の説明によれば、開示、不開示についての決裁権者が判断をするために不開示部分案が紙に出力された決裁用文書が作成された段階で原本に存在する情報が数十頁分にわたって欠落した状態で、これに基づいて開示、不開示の判断がされたということになり、原処分としての意思決定は、原本と大幅に異なる実質的には原本とは別の資料に基づいてされたもので、その成立過程には重大な瑕疵（かし）がある。</p> <p>また、異議申立人に対する行政文書開示決定通知書では、不開示部分を情報の内容によって、前記第3の1（2）の「アないしカ」と同様に分類し、それぞれについて同箇所の記載と同様の簡単な説明を加えたのみで、それぞれの不開示部分の位置を文書名、頁、行数等で特定していない。このことは、十分な理由付記を欠く瑕疵（かし）であるのみでなく、各不開示部分の位置が具体的に特定されていれば、原処分に至るまでに不開示部分を原本（写）について照合し、不開示理由の説明と相応するか否かを確認する過程で、原本（写）と決裁済みの不開示部分案及び開示実施文書が大幅に異なることを容易に発見することができたはずであるという意味で、上記の成立過程における重大</p>

		<p>な瑕疵（かし）と密接に関連している。</p> <p>4 原処分の妥当性について</p> <p>以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分については、その成立過程に重大な瑕疵（かし）があり、かつ、これと密接に関連する十分な理由付記を欠く瑕疵（かし）があるから、これを取り消し、改めて、本件対象文書について適正な手続により、十分な理由を付して開示決定等をすべきであると判断した。</p>
191	<p>答申22（独情）31</p> <p>「特定学校が特定月以降にセンターに提出した文書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人文書の開示請求に対し、文書名やページ数について何ら明らかにしないまま全部不開示とした決定につき、理由付記に不備があるとして取り消すべきとしたもの 	<p>2 理由付記について</p> <p>(1) 行政手続法8条について</p> <p>法9条2項の規定により、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないときは、不開示決定をした旨を書面で開示請求者に通知しなければならないこととされており、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。</p> <p>また、不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定の条項を示すだけでは、当該法人文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、求められる理由付記として十分とは言えない。</p> <p>(2) 本件不開示決定についてなされた理由付記について</p> <p>ア 不開示とした文書名について</p> <p>本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について、開示請求文言をそのまま用いて文書特定を行った上で、その全部を不開示とする原処分を行った。</p> <p>すなわち、不開示決定通知書の「不開示決定した法人文書の名称」欄には、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載がそのまま転記され、不開示とした文書の文書名、ページ数については、何ら明らかにされないまま、その全部が不開示とされている。</p> <p>この場合、開示請求者においては、開示請求に対し、どのような法人文書を特定した上で不開示決定を行ったのか、知り得ることができず、甚だ不適切な対応であると言わざるを得ない。</p> <p>イ 不開示とした理由について</p> <p>不開示決定通知書の「不開示とした理由」欄には、「当該学校での災害共済給付の請求の状況や学校の個別具体的な活動内容等の情報であり」、法5条2号イに該当し、また、法5条1号の「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」等に該当すると記載されているのみである。これらの記載は、不開示の根拠規定の条項を示すにすぎず、当該不開示情報がどの文書のどの部分に記載されているか、また、いずれの不開示理由に該当するか、何ら記載がない。</p> <p>さらに、原処分は、開示請求に係る法人文書の全部を不開示とするものであり、開示請求者において、当該法人文書の開示部分の開示の実施を受け、理由付記の不足を補って推測することも不可能である。</p>

		<p>ウ 小括</p> <p>上記ア及びイを踏まえれば、開示請求者において、どのような理由でどのような情報を不開示としたかを知り得ることができないと言わざるを得ず、原処分は理由付記に不備があり、行政手続法8条に違反するものと認められる。</p>
192	<p>答申22(独情)32</p> <p>「雇用・能力開発機構が裁判所に提出した準備書面における「職業訓練の受講に関する契約」が何を示すのかが分かる文書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書名やページ数を明らかにしないで全部不開示とした原処分につき、理由付記の要件を欠くとして、取り消した上、特定の法人文書を対象として改めて開示決定等すべきとしたもの 	<p>2 理由付記について</p> <p>当審査会において法人文書開示請求に係る決定通知書を確認したところ、決定内容は不開示となっているが、「開示する法人文書の名称」欄には斜線が引いてあり、不開示とした文書の文書名及びページ数については何ら明らかにされないまま、その全部が不開示とされている。</p> <p>開示請求に係る法人文書の全部を開示しないときには、法9条2項に基づき、不開示決定をした旨の通知をしなければならないとされているが、その内容としては、不開示決定に係る行政文書の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれると解されている。</p> <p>さらに、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定の条項を示すだけでは、当該法人文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、求められる理由付記として十分とは言えない。</p> <p>以上を踏まえると、本件対象文書に該当する文書を特定しないまま、法5条4号ニに該当するとして行った原処分では、処分庁が、どのような法人文書をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかにならず、理由付記の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らして違法であり、取り消すべきである。</p> <p>なお、異議申立人は、本件開示請求の対象文書として、「訓練受講に関する契約」に関する文書(マニュアル・規程等)や様式等を特定すべきである旨主張しているため、改めて特定すべき文書について、以下検討する。</p> <p>3 本件対象文書として改めて特定すべき文書について</p> <p>(1) 処分庁は、原処分において、本件対象文書に該当する法人文書を示していないことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書に該当する法人文書について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。</p> <p>ア 本件対象文書に該当する法人文書は、別紙の2に掲げる機構における職業訓練に関する様式や規程である。</p> <p>イ 機構が行う職業訓練は、①訓練受講希望者が公共職業安定所へ訓練受講を申し込み、②機構において入所選考を行った後に受講者を決定し、③公共職業安定所が、訓練受講希望者に対して訓練受講指示・推薦を行った後に受講することとなっており、これら一連の手続が、「職業訓練の受講に関する契約」に該当すると考えている。</p>

		<p>この手続の中で、機構が保有する法人文書は、別紙の2に掲げる文書のみである。</p> <p>ウ なお、本件対象文書として、異議申立人は、機構職員の脅迫、強要により退所届を記載させられたことが正当な手続として記載された文書を例示しているが、異議申立人に脅迫、強要して退所届を記載させた事実はなく、当然、本件対象文書に該当する文書は保有していない。</p> <p>(2) 以上を踏まえて検討すると、職業訓練の受講に当たっては、個々に契約書を取り交わすものではなく、訓練受講希望者からの公共職業安定所への申込みから始まり、選考を経て、訓練受講指示・推薦といった一連の手続により、受講が可能となるものであると認められ、契約は当事者間の申込みと承諾という二つの意思表示の合致によって成立することであるので、「職業訓練の受講に関する契約」とは、訓練受講希望者からの公共職業安定所を経由しての申込みと特定センターの承諾と解することは、特段、不自然、不合理とまでは言えない。</p> <p>また、当該契約が終了又は解除される場合は、訓練の修了又は退校の場合である。</p> <p>以上のことから、別紙の2に掲げる文書は本件対象文書に該当するものと認められる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) したがって、処分庁は、別紙の2に掲げる文書を特定し、改めて開示決定等をすべきである。</p>
26-22	<p>答申26（行情）262</p> <p>「日本政府が国際原子力機関（IAEA）とやり取りした際のIAEA女川ミッションに係る公電等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 原処分から不開示部分と不開示理由の対応関係を正確に把握できず、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らし違法であり、取り消すべきであるとした例 	<p>2 理由の提示について</p> <p>(1) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨を書面により通知しなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにある。この通知に提示すべき理由としては、不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことが必要であり、開示請求者において、当該不開示部分が法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならない。</p> <p>上記の理由の提示として、不開示理由が複数あるときに、具体的な不開示部分を特定していない場合には、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合を除き、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。</p> <p>(2) 本件開示請求に係る行政文書開示決定通知書（以下「通知書」という。）を確認したところ、「不開示とした部分とその理由」欄には、①文書1及び文書2中、IAEA職員の氏名、肩書き及び職名並びにミッションメンバーの氏名、肩書き、所属組織名及び略歴等に関する情報については、法5条1号、②文書1及び文書2中、ミッションの派遣についてIAEAが作成した文書及びIAEAとのや</p>

		<p>り取りを記述した箇所については、同条3号、③文書2中、公務員の電話番号及びファックス番号については、同条6号にそれぞれ該当するとして不開示とした旨記載されており、上記①ないし③の理由で不開示とした部分について、抽象的には記載されているが、具体的な不開示部分の特定はなされておらず、頁単位での特定もなされていない。</p> <p>(3) 本件対象文書の見分結果を踏まえて検討すると、本件対象文書は、文書1が総枚数135枚、文書2が総枚数101枚の大部にわたる文書であり、不開示部分を見ると、多数の箇所が語句ないし行単位で個別に不開示とされているが、上記(2)のとおり、通知書では、複数の不開示理由により不開示としているものの、各不開示部分を具体的に特定する記載はなく、文書の種類、性質等とあいまって異議申立人が不開示部分を特定することも困難であり、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できない状況である。</p> <p>(4) 以上によれば、原処分について、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らし違法であり、取り消すべきである。</p>
27-13	<p>答申27(行情)247</p> <p>「環境対応車普及促進事業補助金に係る質問・照会の内容・件数が分かる文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書開示決定通知書では、請求文書と特定された文書の対応関係及び特定された文書の不開示部分が明確に記載されていないことから、原処分には、当該通知書の記載から処分の内容が把握できないという重大な瑕疵があり、違法であるので、取り消すべきであるとした例 	<p>2 原処分の適法性について</p> <p>(1) 本件開示請求に係る行政文書開示決定通知書(以下「通知書」という。)を確認したところ、「開示決定した行政文書の名称」欄には、「計画変更承認申請書受付件数」(文書1)及び「口頭弁論スケジュール」(文書2)と記載されているが、文書1及び文書2を請求文書4ないし請求文書6のいずれに該当するとして特定したのかは記載されておらず、本件対象文書と本件請求文書との対応関係が不明である上、「不開示とした部分とその理由」欄には、「開始時間、法廷、事件番号、被告、(以下項目を続けて記載してください)については非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため。」と記載されており、「(以下項目を続けて記載してください)」という文言が本件対象文書のどの部分を指すのかが不明であり、不開示とした部分が半然としない。</p> <p>(2) 法9条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。」と規定している。</p> <p>行政行為は表示行為によって成立するものであり、書面によって表示されたときは書面の作成によって行政行為は成立し、その書面の到達によって行政行為の効力が生ずるものであるところ、上記(1)のとおり、通知書では、本件請求文書と本件対象文書との対応関係及び文書2の不開示部分が明確に記載されていないことから、異議申立人は、通知書によって本件請求文書と本件対象文書との対応関係及び文書2の不開示部分を把握できない状況である。</p> <p>したがって、原処分には、通知書の記載から処分の内容が把握</p>

		<p>できないという重大な瑕疵（かし）があり，違法であるので，取り消すべきである。</p>
<p>27-14</p>	<p>答申 27（行情）251 「労働安全衛生法に基づく特定共同住宅の建設工事計画届の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 不開示部分について，処分庁がどのような行政文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかにされているとはいえず，また，不服申立て後の段階で原処分における理由を諮問庁が変更しても原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものではないことから，理由の提示の要件を欠くとして，法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので，原処分を取り消すべきと判断した例 	<p>2 理由の提示について</p> <p>(1) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには，法9条1項及び2項に基づき，当該決定をした旨の通知をしなければならず，この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は，処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。この通知に提示すべき理由としては，開示請求者において，不開示とされた箇所が法5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず，当該行政文書及び不開示箇所を特定できる記載がなければ，その種類，性質等が分からず，通常，求められる理由の提示として十分とはいえない。</p> <p>以下，原処分における理由の提示の妥当性について検討する。</p> <p>(2) 当審査会において，原処分に係る各行政文書開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）を確認したところ，以下のとおりである。</p> <p>ア 開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄には，行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄の記載とほぼ同じ文言が記載されているのみであり，開示決定通知書において具体的な文書名が明示されていない。</p> <p>イ 開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄には，不開示情報該当条項と当該条項に係る条文をほぼそのまま引用しているにとどまり，各不開示部分につき，法5条1号，2号イ又は6号のいずれに該当するのか明示されていない上，上記各号に該当すると判断した具体的理由についても示されておらず，理由の提示として十分とはいえない。</p> <p>(3) これに対し，諮問庁は，上記第3の2（3）及び3において，おおむね以下のとおり説明する。</p> <p>原処分でどのような内容がどのような根拠で不開示になっているかは，審査請求人において，公にされている安衛法関係法令の内容，原処分が開示されている部分及び原処分における理由の提示の内容で了知し得ることから，原処分における理由の提示は，行政手続法8条の理由の提示の要件を満たすものである。</p> <p>(4) 上記の諮問庁の説明については，氏名欄の記載のように，不開示部分の不開示理由は法5条1号であると判別することが可能なものもあるが，全部不開示とされた頁などは，諮問庁の説明する情報のみでは，不開示部分の不開示理由を判別することは困難である。</p> <p>特に，処分庁が法5条6号に該当すると説明している部分については，開示決定通知書と開示実施文書を照合し，さらに本件対象文書を見分しても，どの部分を同号に該当するとしたのか判然としない。</p>

		<p>(5) また、上記(1)で述べた理由の提示の趣旨を踏まえると、変更後の理由の提示の内容いかにかわらず、そもそも不服申立て後の段階で原処分における理由を諮問庁が変更しても、原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものではない。</p> <p>(6) 以上を踏まえると、本件においては、原処分により処分庁がどのような行政文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかにされているとは言い難く、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。</p>
27-15	<p>答申27(行情)581 「原子力損害賠償紛争和解仲介室長が在職中に送受信した電子メール等の不開示決定(行政文書非該当)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職した特定職員が使用していたPC内に保存されている電子メールを前提に行政文書非該当を理由に不開示とした原処分について、特定職員が「文部科学省の職員ではなくなった」ことのみをもって「組織的」に用いるものとして保有されているものではないとはいえず、十分な説明がされているとは認められないことなどから、理由の提示の要件を欠くと判断した例 	<p>2 理由の提示について (略)</p> <p>(2) 当審査会において原処分の行政文書不開示決定通知書を確認したところ、不開示とした理由欄には「特定職員が特定年月日Bをもって文部科学省の職員ではなくなったため、当該行政文書が存在しないことから、不開示としました。」「また、仮に特定職員が現職中であつたとしても(中略)法5条5号及び6号に基づく不開示情報に該当すると思慮します。」と記載されていることが認められる。</p> <p>(3) 諮問庁は、「特定職員が送受信したメールと添付文書」は存在するとしつつ、専ら「特定職員が使用していたパーソナルコンピュータ」に保存されているメールを前提に、当該職員が「職員でなくなった」ため、「組織的に用いるものとして当該行政機関(文部科学省)が保有しているものではない」と説明していると解される。</p> <p>しかし、特定職員が「室長」として送受信したメールが、「文部科学省の職員ではなくなった」ことのみをもって「組織的」に用いるものとして保有されているものではないとはいえず、十分な説明がされているとは認められない。</p> <p>また、「内容確認の必要性に乏しいことに鑑み、文部科学省は本件対象文書の内容は確認していない。」としながら「仮に特定職員が現職中であつたとしても(中略)法5条5号及び6号に基づく不開示情報に該当する」との説明も、その内容の確認もせずに全ての文書が不開示情報に該当すると判断し得るものでもなく、理解し難い。</p> <p>さらに、「特定職員が使用していたパーソナルコンピュータ」以外にも、例えば送受信したメールやその添付文書を紙に印刷して、和解仲介室の共用文書として保存しているものが存在することも考えられるが、そのような文書の有無について、検討、探索が行われたかどうかは明らかではない。</p> <p>(4) したがって、原処分は、いかなる文書がいかなる理由で不開示とされたか適切に説明されていないことから、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らして違法であり、取り消すべきである。</p>
27-16	答申27(行情)799,	1 本件の争点について

<p>800</p> <p>「東京地方裁判所特定事件に係る確定証明申請書の一部開示決定に関する件」外1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 法11条を適用した原処分は、開示決定通知においてその旨の教示がなく、残りの行政文書に係る記載もないため、違法である等の審査請求人の主張について、原処分前に審査請求人に通知した特例延長通知において、その旨が明記されていることなどから、理由の提示等に違法があると認めることはできないと判断した例 	<p>(1) 審査請求人が本件請求文書の開示請求を行ったところ、処分庁は、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、本件対象文書1を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分1（一部開示決定）を行った後、残りの本件対象文書2につき、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分2（一部開示決定）を行った。</p> <p>これに対して審査請求人は、以下のアないしウを理由として審査請求を行った。</p> <p>ア 以下の理由から、原処分は違法又は不当である。</p> <p>(ア) 原処分1及び原処分2は、本件請求文書に該当する文書の一部を対象とする処分であるが、なぜ、一部の文書しか特定していないのか、その理由が原処分1及び原処分2の開示決定通知からは不明であるので、理由付記不備である。</p> <p>(イ) 原処分1及び原処分2の開示決定通知において、法11条を適用した旨の教示がない。その結果、本件開示請求に対して原処分1で完了するのか、引き続き原処分2が予定されており原処分2で完了するのか不明である。</p> <p>(ウ) 原処分1の開示決定通知に「残りの行政文書」としてどのような文書名のものが存在するのか記載されておらず、その結果、原処分2が原処分1の「残りの行政文書」に対する処分であるのか不明である。</p> <p>(略)</p> <p>2 法11条の適用について</p> <p>(1) 上記1（1）アの審査請求人の主張は、法11条を適用したことに伴うものである。</p> <p>これに対して諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のように説明する。</p> <p>ア 原処分1及び原処分2の開示決定通知において法11条を適用した旨の記載はなくとも、原処分1の約1か月前の平成26年5月23日に審査請求人に通知した特例延長通知において、法11条を適用し、同年6月25日までに1回目の開示決定等を行い、次に、残りの部分について同年7月31日までに2回目の開示決定等をするを明記している。</p> <p>そして、実際にも、原処分1は平成26年6月25日に、原処分2は同年7月31日より1日早い同月30日に、共に、特例延長通知と同様に、本件開示請求書の受付日及び受付番号を示した上で通知していることから、特例延長通知の内容と併せると、原処分1で特定した本件対象文書1が本件請求文書の全てではないこと、原処分1の後に、原処分1の残りの部分に対して原処分2が行われること及び原処分2で完了するものであることは、自明である。</p> <p>イ 法11条では、「開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(中略) 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に</p>
--	---

開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項（一 本条を適用する旨及びその理由、二 残りの行政文書について開示決定等をする期限）を書面により通知しなければならない旨規定されているが、審査請求人が主張するような「残りの行政文書名」を通知する必要があるとはされていない。

(略)

エ 法11条を適用する場合に通知しなければならないとされる「本条を適用する旨及びその理由」及び「残りの行政文書について開示決定等をする期限」は、開示決定通知において通知する必要があるとはされておらず、書面で通知すればよいとされているので、本件においては、特例延長通知により審査請求人に通知している。

(2) そこで、当審査会において、諮問庁から審査請求人に通知された特例延長通知の提示を受けてその内容を確認したところ、以下のとおりである。

ア 文書の日付は平成26年5月23日であり、諮問庁が説明するとおり、原処分1より約1か月前に通知されている。

イ 宛先は、本件の開示請求者である審査請求人となっている。

ウ 審査請求人による本件の開示請求書の受付日及び受付番号を記載した上で、法11条を適用する旨が明記されている。

エ 「開示請求のあった行政文書の名称」欄には、本件請求文書がそのまま記載されている。

オ 「法11条を適用することとした理由」欄には、「行政文書が著しく大量であり、不開示情報の審査に時間を要するため」と記載されている。

カ 「開示決定等する期限」欄には、「平成26年6月25日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期（平成26年7月31日）までに開示決定等する予定です」と記載されている。

(略)

(4) 以上を踏まえ、検討する。

ア 審査請求人は、上記1(1)ア(ア)のとおり、原処分1及び原処分2は、なぜ一部の文書しか特定していないのか、その理由が原処分1及び原処分2の開示決定通知からは不明であるとして、理由の提示に不備がある旨主張している。

しかしながら、上記(2)の当審査会において確認した特例延長通知の記載内容を踏まえると、諮問庁の上記(1)アの説明は是認することができる。

イ また、審査請求人は、上記1(1)ア(イ)のとおり、原処分1及び原処分2の開示決定通知において、法11条を適用した旨の教示がないこと及び上記1(1)ア(ウ)のとおり、原処分1の開示決定通知に「残りの行政文書」としてどのような文書名のものが存在するのか記載されていないことから、原処分が違法又は不当である旨主張している。

		<p>しかしながら、上記（２）の当審査会において確認した特例延長通知の記載内容を踏まえると、諮問庁の上記（１）ア及びイの説明は是認することができる。</p> <p>ウ 以上のことから、法１１条を適用して行われた原処分について、理由の提示等に違法があると認めることはできない。</p>
27-17	<p>答申２７（行情）９２４ 「政府事故調（福島第一原発事故）の中間報告及び最終報告書を作成する上で集めた文書の一覧表の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原処分及び２度にわたる変更決定において、開示又は不開示とした部分及び不開示部分に対応する不開示理由は記載されておらず、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ないことから、法９条１項及び２項の趣旨並びに行政手続法８条に照らして違法であるので取り消すべきであると判断した例 	<p>３ 原処分の適法性 （略） （２）これを本件についてみると、以下のとおりである。 （略） ウ 以上の事実を踏まえて検討すると、本件諮問に係る原処分は、当初の段階から理由の提示に不備があり、違法であったと考えられる。 ただし、本件においては、原処分は、既に２度の変更決定によって、その内容が実質的に変更されており、諮問の対象となる処分は、その最後の変更決定２であるといえる。 エ そこで、変更決定２について検討すると、上記イのとおり、変更通知書の記載からは、原処分の何を変更（取消し）したのか不明であり、開示あるいは不開示としたのはどの部分であるのか、その理由も含め、記載されておらず、判然としない。 法９条１項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。」と規定している。 行政行為は表示行為によって成立するものであり、書面によって表示されたときは書面の作成によって行政行為は成立し、その書面の到達によって行政行為の効力が生ずるものであるところ、上記のとおり、変更通知書では、原処分と変更決定との対応関係並びに変更決定後の不開示維持部分及びそれに対応する不開示理由が一切記載されていないことから、審査請求人は、変更通知書によって原処分と変更決定との対応関係並びに変更決定後の不開示維持部分及びそれに対応する不開示理由を把握できない状況にある。 オ したがって、変更決定２により処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたのかが開示請求者に明らかにされておらず、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法９条１項及び２項の趣旨並びに行政手続法８条に照らして違法であるので、変更決定２は取り消すべきである。</p>
27-18	<p>答申２７（独情）３７ 「日本・ブラジル・モザンビーク合同ミッション全参加者一覧等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定通知書では、複数の不開示理由により不開示としているもの 	<p>２ 理由の提示について （１）開示請求に係る法人文書の一部又は全部を開示しないときには、法９条１項及び２項に基づき、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないが、この通知を行う際には行政手続法８条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにある。この通知に提示すべき理由としては、不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの根拠</p>

	<p>の、不開示理由に該当する根拠が示されていない上、各不開示部分を具体的に特定する記載はなく、文書の種類、性質等とあいまって異議申立人が不開示部分を特定することも困難であり、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できない状況であるので、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らし違法であり、取り消すべきであるとした例</p>	<p>を示すことが必要であり、開示請求者において、当該不開示部分が法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならない。</p> <p>上記の理由の提示として、不開示理由が複数あるときに、具体的な不開示部分を特定していない場合には、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が明確であり、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合を除き、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。</p> <p>(2) 本件開示請求に係る法人文書開示決定通知書（以下「通知書」という。）を確認したところ、「決定理由」欄には、特定した法人文書に記載された個人の氏名等は法5条1号、法人の名称等は同条2号イ、個別案件の管理に関する情報は同条4号柱書きに該当するため不開示とする旨記載されているが、単に条文の文言をそのまま記載しているにすぎず、当該条文に該当する根拠が示されていない上、不開示とした部分について、具体的な不開示部分の特定はなされておらず、文書単位での特定もなされていない。</p> <p>(3) 本件対象文書の見分結果を踏まえて検討すると、本件対象文書の不開示部分は多数の箇所が文字ないし行単位で不開示とされているが、上記(2)のとおり、通知書では、複数の不開示理由により不開示としているものの、不開示理由に該当する根拠が示されていない上、各不開示部分を具体的に特定する記載はなく、文書の種類、性質等とあいまって異議申立人が不開示部分を特定することも困難であり、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できない状況である。</p> <p>なお、諮問庁の理由説明書においても、「原処分を変更する理由がないため、原処分を維持する」と記載しているにすぎず、具体的な不開示部分及び不開示理由の説明がなされていない。</p> <p>(4) 以上によれば、原処分について、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らし違法であり、取り消すべきである。</p>
30-18	<p>答申30（行情）346 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文書等の不開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原処分の「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載は、「先の決定により開示決定された文書以外の文書」という極めて漠然としたものであるのみならず、先の決定に該当する文書自体も、ど 	<p>2 理由の提示の妥当性について (略)</p> <p>(2) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、処分庁は、本件請求文書の開示請求に対し、第406号決定（法5条1号、3号、4号及び6号に該当する部分を不開示とする内容）及び第607号決定（同条1号及び3号ないし6号に該当する部分を不開示とする内容）により各一部開示決定を行った上、本件対象文書につき、同条3号及び5号に該当するとして、その全部を不開示とする原処分を行ったことが認められる。</p> <p>そして、本件対象文書中には、会議結果概要や法務省内の関係部局等への協議文書を始めとする400件以上もの多種多様な文書が含まれていると認められるところ、そうであるのに、原処分の「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載は、要するに、「別紙の1(1)ないし(5)の行政文書ファイルにつづられている文書で</p>

	<p>のような文書を指すのか具体的に明示されているとはいえないから、結局、原処分においては、具体的にどのような文書が特定されたのかが一切不明であるというほかはないなどとして、原処分は、違法であり、取り消すべきと判断した例</p>	<p>あつて、第406号決定及び第607号決定により開示決定された文書以外の文書」という極めて漠然としたものである。のみならず、「第406号決定及び第607号決定により開示決定された文書」の内容（当該各決定の「開示する行政文書の名称」の項の記載）は上記第3の1（2）のとおりであつて、これに該当する文書自体も、どのような文書を指すのか具体的に明示されているとはいえないから、結局、原処分においては、具体的にどのような文書が特定されたのかが一切不明であるというほかはない。しかも、不開示とされた理由についてみても、本件対象文書中には、上記のとおり多種多様な文書が含まれているにもかかわらず、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」と抽象的に記載されているにとどまっている。</p> <p>そのため、原処分では、本件対象文書中の個別の文書に即した不開示情報該当性に関する説明が具体的になされているとは認め難い。</p> <p>なお、この点に関し、諮問庁は、文書の名称を明らかにすることで、その内容を容易に想像される余地があり、不開示文書の名称を明らかにすること自体が、公にすることが想定されていないFATFにおける議論の内容や我が国における取組状況、我が国と協議を行った他の加盟国等の名称やその議論の内容等を明らかにすることになる旨主張するが、仮にそのような文書の名称を明らかにすることが困難な事情があつたとしても、文書の内容を抽象化して記載する方法により、どのような文書が対象とされたかを示し得ると考えられるのであつて、このような「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載をやむを得ないものということとはできず、結局、同項の記載では、いかなる行政文書がいかなる理由で不開示とされたのかが不明であるといわざるを得ない。</p>
1-18	<p>答申1（行情）27 「特定文書の原本の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書不開示決定通知書には、対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報が法5条各号に規定するいずれの不開示事由に該当するのか、また、当該事由に該当すると判断した具体 	<p>2 原処分の適法性について</p> <p>(1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（法8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、法9条2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、また、この通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにある。</p> <p>(2) 当審査会において原処分に係る行政文書不開示決定通知書を確認したところ、当該決定通知書の「2 不開示とした理由」欄には、「本件開示請求に係る行政文書の存在の有無を答えるだけで、別件開示請求に係る一部開示決定処分において法5条各号に該当する</p>

	<p>的な理由について明示されているとは認められないことから、原処分は、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、取り消すべきであるとした例</p>	<p>として不開示とした情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否します。」と記載されているのみであり、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報が法5条各号に規定するいずれの不開示事由に該当するのか、また、当該事由に該当すると判断した具体的な理由について明示されているとは認められない。</p> <p>(3) したがって、原処分は、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、取り消すべきである。</p>
1-19	<p>答申1（行情）253 「「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料」の一部開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> 「元号「平成」の選定過程に関する文書」の全部を不開示とした決定について、当該文書には複数の文書が含まれているにもかかわらず、不開示理由は当該文書の一部の情報についてしか記載されておらず文書全体を不開示とする理由にはなっていないことなどから、各文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性について検討し、改めて開示決定等をするべきとした例 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書中には、複数の文書が含まれていると認められ、原処分通知書の「不開示とした部分とその理由」の項及び本件理由説明書において、「「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料のうち、元号「平成」の選定過程に関する文書」という漠然とした記載がされているのみで、本件対象文書の具体的な文書の名称のみならず、どのような内容の文書が含まれているかも明らかにしていない。さらに、上記の原処分通知書及び本件理由説明書における不開示理由の記載は上記第3の3(2)のとおりであるところ、本件対象文書中の個別の文書の内容に即した不開示情報該当性に関する説明が、一部の情報についてしかされておらず、本件対象文書に記載された情報に応じて個々に具体的な説明がなされているとは認め難いものであり、本件対象文書全体を不開示とする理由にはなっていないものと認められる。</p> <p>(2) また、不開示部分の一部には、原処分において全部開示とされた別紙に掲げる文書1ないし文書6に含まれる情報と同様の情報が記載されている部分もあると認められる。そもそも処分庁は、原処分において、個々の不開示部分の検討を十分しないままに本件対象文書全体を不開示としたのではないかといった疑問すら生じさせるものである。</p> <p>(3) そうすると、このような状況からすれば、本件対象文書について全部不開示とすることは相当とは認められず、本件対象文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性を改めて検討し、不開示情報に該当しない部分については開示すべきものと認められる。</p> <p>(4) 以上のことから、本件対象文書につき、法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を取り消し、各文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性について検討し、改めて開示決定等をするべきである。</p>
3-10	<p>答申3（独情）44 「医療法に基づき、事故等事案について、日本医療機能評価機構へ報告した事案の件数等が記載されている文書の不開示決定に関する</p>	<p>2 理由の提示について (略)</p> <p>(2) 当審査会において、原処分の法人文書不開示決定通知書を確認すると、その記載は別紙2のとおりであって、不開示決定した法人文書の名称等に係る記載は、開示請求書の記載を転記したにすぎないものであることが認められる。また、本件対象文書の「不開示とし</p>

	<p>件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「報告した事案の件数」と「(報告した) 事案の報告内容」という別々の内容の文書の開示請求に対し、不開示決定通知書に決定の対象とした文書が具体的に何であるかという情報を全く示すことなく、諮問庁が該当すると判断した不開示条項のみを記載し、その全部を不開示とした決定は、理由の提示の要件を欠き違法なものであるとした例 	<p>た理由」に係る記載は、「不開示情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号）に該当する。」と不開示条項が示されているのみであることが認められる。</p> <p>(3) 不開示決定通知書に提示すべき理由に関しては、単に不開示の根拠規定の条項を示すだけでは、当該法人文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、求められる理由の提示として十分とはいえないとされている。</p> <p>本件対象文書は、「報告した事案の件数」と「(報告した) 事案の報告内容」という、別々の内容の文書であるが、原処分の不開示決定通知書の記載は、決定の対象とした文書が具体的に何であるかという情報を全く含まないものとなっている。このような原処分にあつては、諮問庁が該当すると判断した条項のみを記載しその全部を不開示とした本件対象文書に係る決定は、開示請求者において、処分庁がどのような文書をどのような根拠をもって不開示としたかを了知し得るものではなく、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ない。</p> <p>(4) したがって、原処分は、理由の提示の要件を欠き、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法なものであるので、これを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。</p> <p>(略)</p> <p>別紙2 (不開示決定通知書の記載)</p> <p>1 不開示決定した開示請求文書の名称</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療法に基づき、事故等事案 (医療法16条の3等) について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告した事案の件数</p> <p>(4) 前記3項について、事故等事案の報告内容</p>
5-19	<p>答申5 (行情) 351</p> <p>「特定事業場に対する臨検監督指導に係る監督復命書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書不開示決定通知書の「不開示とした理由」欄の内容が、法5条各号の条文がほぼそのまま引用された内容であり、処分庁が対象文書のどの部分をどのような理由や根拠によって不開示としたかについて開示請求者が了知し得るものになっていないことから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9 	<p>2 原処分の妥当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。</p> <p>理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。</p> <p>かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。すなわち、根拠規定に加え、少なくとも当該行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければ、開示請求者において不開示の理由を知り得ないのが通例であると考えられる。</p> <p>(3) 当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る行政文書不開示決定通知書の写しを確認したところ、行政文書不開示決定</p>

	<p>条2項の趣旨及び行政手続法8条1項の趣旨に照らして違法であり取り消すべきと判断した例</p>	<p>通知書の「2 不開示とした理由」欄には、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により特定の個人を識別することができる情報」、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」、「開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるもの」、「開示することにより、検査に係る事務という性格を持つ監督指導業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの」が含まれている等の旨が記載され、法5条各号の条文がほぼそのまま引用されているにとどまっており、上記各号に該当すると判断した理由や根拠が具体的に示されていないものと認められる。</p> <p>このような原処分は、処分庁が対象文書のどの部分をどのような理由や根拠によって不開示としたかについて、開示請求者が了知し得るものになっているといえないことから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項の趣旨に照らして違法であり、取り消すべきである。</p>
5-20	<p>答申5（行情）519 「デジタル改革関連法案WG議事録の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルの日を設立することに至った経緯がわかる文章に関する開示請求について一部不開示決定を行った原処分について、不開示理由としては該当する条文の文言が記載されているのみであり、開示請求者（審査請求人）にとって、どのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できず、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、原処分は取り消されるべきであると判断した例 	<p>2 原処分の妥当性について</p> <p>(1) 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部を不開示とするときは、法9条1項に基づき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条の不開示理由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、理由の提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。</p> <p>(2) 当審査会において、原処分の行政文書開示等決定通知書（令和3年12月17日付けゲ戦第1055号）（写し）を確認したところ、当該通知書の「2 不開示とした部分とその理由」には、「〇ワーキンググループ各構成員及び事務局等関係者の発言に係る逐語記録：国の機関の内部における審議・検討等に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため法5条5号に該当。」として、不開示理由としては該当する条文の文言が記載されているのみであり、開示請求に係る本件対象文書について、その一部を不開示とした具体的理由、すなわち、当該不開示部分が公になるとどのような根拠によって法5条5号の不開示情報に該当するののかについての記載は、皆無である。</p> <p>(3) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）にとって、本件対象文書がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できず、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張</p>

		<p>をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、原処分は取り消されるべきである。</p>
<p>5-21</p>	<p>答申5（行情）526 「特定事件について特定期間に特定元職員が作成した文書に係る一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書開示決定通知書の「不開示とした理由」が、法5条1号の条文がほぼそのまま引用されているにとどまり、不開示とした部分も「記載内容」と表記するのみであって、いかなる部分につきいずれの「個人」に関する情報であるとして不開示と判断したのか及び当該判断の具体的根拠は、何ら示されていないことから、理由提示の不備を理由に取り消すべきとした例 	<p>3 理由の提示の妥当性について</p> <p>(1) 法9条1項及び2項に基づき、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。</p> <p>(2) 当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る行政文書開示決定通知書を確認したところ、「不開示とした部分とその理由」として、別紙の2のとおり記載されていることが認められる。</p> <p>(3) ところで、本件請求文書は上記第1のとおりであり、その文言には、特定役職者及び特定元職員の氏名が含まれている。 また、本件対象文書は別紙の1のとおりであり、上記第3の3(1)及び(2)アによれば、「特定国家賠償請求訴訟」において、被告である国が、特定元職員の遺族である原告から提出された書証として取得した、特定元職員の手記である。 さらに、当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、手記の内容部分の全体にわたっており、特定元職員自身に関する情報のほか、立場の異なる様々な個人に関する記載がなされていることが認められる。</p> <p>(4) 上記(3)を踏まえると、不開示部分は、特定元職員、その遺族である原告、特定役職者その他の立場の異なる様々な「個人に関する情報」に該当し得るところ、原処分における理由の提示は、別紙の2のとおり、法5条1号の条文がほぼそのまま引用されているにとどまり、不開示とした部分も「記載内容」と表記するのみであって、同号に該当するものとした「個人」が単独なのか複数なのか、いかなる部分につきいずれの「個人」に関する情報であるとして不開示と判断したのか及び当該判断の具体的根拠（同号前段又は後段のいずれに該当するかを含む。）は、何ら示されていないものと認められる。</p> <p>(5) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）にとって、どのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できず、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、取り消すべきである。</p>